

(日本学生支援機構奨学金)

熊本県地方の地震に係る災害救助法適用地域 の世帯の学生に対する奨学金について

日本学生支援機構奨学金緊急採用・応急採用を下記のとおり受け付けていますので、奨学金の貸与を希望する学生は申請を行ってください。

記

1 災害救助法適用日：災害救助法の適用地域

4月14日：【熊本県】

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町・南関町・長洲町・和水町、菊池郡大津町・菊陽町、阿蘇郡南小国町・小国町・産山村・高森町・西原村・南阿蘇村、上益城郡御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町・津奈木町、球磨郡錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村
山江村・球磨村・あさぎり町、天草郡苓北町

2 対象学生

上記適用地域で災害に遭われた世帯の学生。

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭われた世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱う。

3 貸与始期・終期

(1) 緊急採用（第一種奨学金）

〔始期〕平成28年4月以降で申込者が希望する月

〔終期〕平成29年3月（被災により奨学金貸与の必要な状態が引き続き生じる場合には、1年ごとに「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより修業年限の終了月まで延長可能）

(2) 応急採用（第二種奨学金）

〔始期〕平成28年4月以降で申込者が希望する月

〔終期〕修業年限の終了月

4 提出書類

以下の申込先において配布している奨学金案内を参照のこと。

各種提出書類に加えて、被災証明書が必要となります。被災証明書が取得できない場合には、以下の申込先に相談してください。

5 申込先・提出先

各支援室学生支援・教務，理療科教員養成施設係

※ 筑波大学基金による緊急支援を検討していますので、別途お知らせします。

<https://futureship.sec.tsukuba.ac.jp/>

平成28年 4月18日

学生部 学生生活課